

東海発電所・東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画修正面談時のコメント回答

標記修正面談（11月18日）時に頂戴したコメントについて、以下のとおり回答いたします。

1. コメント内容

東海発電所の放水口モニタ盤移設について、本来は移設を行う前に原子力事業者防災業務計画の修正を行わなければならないところ、今回、事後になってしまったことに関する再発防止対策を検討すること。

2. 回答

原子力規制委員会規則「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に基づき定められる社内マニュアルに則り「不適合」管理を行い、原因を特定するとともに再発防止対策を以下の様に定めた。

① 発生原因

工事計画の検討を行う際には社内マニュアルに則り法令に基づく必要な手続きの有無はチェックシートを用いて確認を行っており、「原子力災害対策特別措置法」についても確認が必要な法令として記載されている。

工事担当者は当該モニタが「原子力防災資機材」とであると認識していたものの、「原子力防災資機材」の記載内容変更が「原子力災害対策特別措置法」に基づく「原子力事業者防災業務計画」の変更が必要になることについて理解していなかったこと、また、「原子力事業者防災業務計画」及び「原子力防災資機材」の担当部署への工事計画検討書の回付が無かったことが原因と考えられる。

② 再発防止対策

a. 社内マニュアルの修正

社内マニュアルにおいて工事計画を検討する際には工事計画検討書を作成することと定められており、前述の法令に基づく必要な手続きのチェックシートが内包されている。

このチェックシートに「原子力事業者防災業務計画」（原子力防災資機材を含む）は「原子力災害対策特別措置法」に基づくものであることを明記することにより工事担当者の確認モレを防止するとともに、工事計画検討書の回付先に「原子力事業者防災業務計画」の担当部署を追記する。

b. 教育の実施

工事担当グループ員に対し、「原子力災害対策特別措置法」に基づくマニュアル類の関連付け教育（「原子力事業者防災業務計画」の記載内容を含む）を定期的を実施する。

なお、放水口モニタ盤移設時は、電源切替のため一時的に放水口モニタが停止しているが、停止中は系統からの廃液放流が実施されていないことを確認しており、電源切替の一時的な停止以外は連続監視をしていたことから、運用上支障はなかった。

また、設備所管箇所、設備運用箇所には移設の事実が周知されており、防災上も支障はなかった。

以上